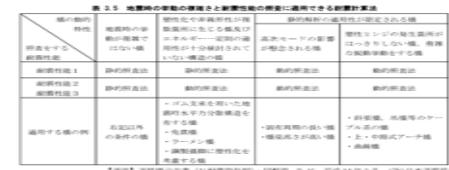


道路構造の手引き改訂対照表

第6編 交通安全 3. 立体横断施設	
3.5.4 設計一般	掲載頁 6-43~46

新	旧
<p>(1) 設計方針</p> <p>横断歩道の高さ、幅員は「道筋表示書・同解説」平成24年3月、(社)日本道路協会に基づくことを基本とするが、以下の項目については、「立体構造物設計基準・同解説」昭和64年1月、(社)日本道路協会に基づくものとする。</p> <p>なお、同様實土・能率単位での実績となっているが、以下にSI単位での数值を示す。</p> <p>① 地盤耐力(L1、L2) 活荷重: 1.0kN/m²</p> <p>② 主振のたゞみ振動加速度測定値: 1.5~2.2 Hzを越えるものとする。</p> <p>【参考】道筋表示書・設計編-2014年3月 国土交通省 中部地方整備局 道路部</p> <p>(2) 建築限界</p> <p>(3) 幅員</p> <p>高齢者、障害者等の移動が円滑化するために必要であると認められる箇所に設置する横断歩道の幅員は表3.2によるものとする。</p> <p>(4) 衔下高さ</p> <p>(5) 形式形状と歩道部形状</p> <p>(6) 犀降方式</p> <p>(7) 階段</p> <p>(8) 踏り場</p> <p>(9) 手すり等</p> <p>(a) 手すり</p> <p>階段、踏り場、犀降口(ステップ)には手すりを設けるものとし、その構造並び下を標準とする。</p> <p>(i) 子供や老人の利用を考慮し、手すりは段差位置する。取扱高さは通路面より65cm、85cm程度とする。</p> <p>など、自前勾配等で二段以上と整合をとらるものとする。</p> <p>(i) 材質はアルミニウム38mm t=2.0mmを標準とする。</p> <p>(ii) 取扱金具間隔は50mm程度とする。</p> <p>(iii) 手すりの外端部(図b)のように横断者にとって危険となる構造とし、端部ごく原則としてキャップを設置する。</p> <p>(9) 連絡系</p> <p>(10) 照明</p> <p>(11) タオミ・振動</p> <p>(12) 落橋防止</p> <p>地盤に対して落橋のおそれのがいよう「道筋表示書(Ⅳ 落橋防止編)・同解説」平成24年3月、(社)日本道路協会により設けるものとする。</p> <p>(13) 斜面傾斜</p> <p>横断歩道の斜面傾斜は、「道筋表示書(Ⅳ 落橋防止編)・同解説」により設けるものとする。斜面性能の検査方法について「道筋表示書(Ⅳ 落橋防止編)・同解説」(6)、鋼製斜面犀降口(2)を考慮する様やラーメン構について運動的照査を行ふことを原則とし、それ以外の条件の検査については適宜、適切な検査方法を適用することとする。</p>	<p>(1) 建築限界</p> <p>(2) 幅員</p> <p>高齢者、障害者等の移動が円滑化のために必要であると認められる箇所に設置する横断歩道の幅員は下記によるものとする。</p> <p>(3) 衔下高さ</p> <p>(4) 形式形状と歩道部取り付け形状</p> <p>(5) 犀降方法</p> <p>(6) 階段</p> <p>(7) 踏り場</p> <p>(8) 手すり等</p> <p>(a) 手すり</p> <p>階段、踏り場、犀降口(ステップ)には手すりを設けるものとし、その構造並び下を標準とする。</p> <p>(i) 子供や老人の利用を考慮し、手すりは段差位置する。取扱高さは通路面より65cm、85cm程度とする。</p> <p>など、自前勾配等で二段以上と整合をとらるものとする。</p> <p>(i) 材質はアルミニウム38mm t=2.0mmを標準とする。</p> <p>(ii) 取扱金具間隔は50mm程度とする。</p> <p>(iii) 手すりの外端部(図b)のように横断者にとって危険となる構造とし、端部ごく原則としてキャップを設置する。</p> <p>(9) 連絡系</p> <p>(10) 照明</p> <p>(11) タオミ・振動</p> <p>(12) 落橋防止</p> <p>地盤に対して落橋のおそれのがいよう「道筋表示書(Ⅳ 落橋防止編)・同解説」平成24年3月、(社)日本道路協会により設けるものとする。</p> <p>(13) 斜面傾斜</p> <p>横断歩道の斜面傾斜は、「道筋表示書(Ⅳ 落橋防止編)・同解説」により設けるものとする。斜面性能の検査方法についても「道筋表示書(Ⅳ 落橋防止編)・同解説」(6)、鋼製斜面犀降口(2)を考慮する様やラーメン構について運動的照査を行ふことを原則とし、それ以外の条件の検査については適宜、適切な検査方法を適用することとする。</p>



【出典】道筋表示書(Ⅳ 落橋防止編)・同解説、2-46、平成24年3月、(社)日本道路協会

- 横断歩道のレベル、レベル2地盤に対する横断歩道は「筋的解説」を削除する。ただし、以下のようない地盤の運動的挙動は最も多くて、筋的解説によるものとする。
- ① 機械的エネルギーによる影響を与える活動モード(滑的解説)に対する活動モードと著しく異なる場合。
 - ② 機械的エネルギーによる影響を与える活動モード(滑的解説)以上ある場合。
 - ③ 増生シングル斜面は箇所に規定される場合、または、複数斜面で増生シングル箇所に生じるかはっきりしない場合。
 - ④ 横断歩道結合部の非線形運動特性に基づくエネルギー一定則の適用性が十分判断されない場合
- 【参考】道路設計要領-設計編-2014年3月 国土交通省 中部地方整備局 道路部

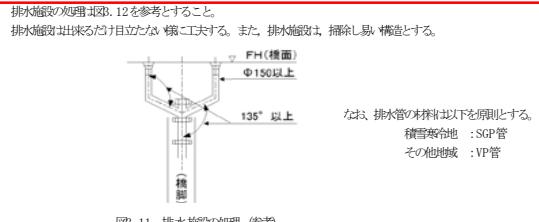
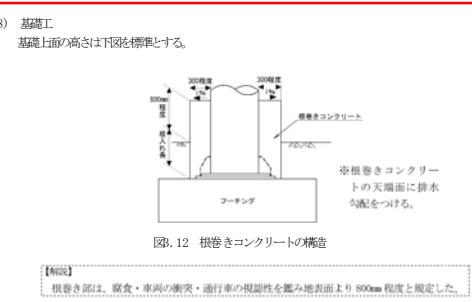
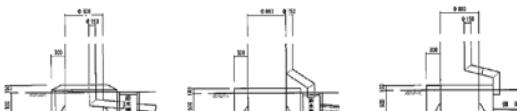
道路構造の手引き改訂対照表

第6編 交通安全 3. 立体横断施設	
3.5.5 荷重	掲載頁 6- 47

新	旧
<p>3.5.5 荷重</p> <p>横断規制の荷重、部材計算は「道路表示方書・同解説」平成24年3月、(社)日本道路協会に基づくことを基本とする。</p> <p>【参考】道路設計要領-設計編-2014年3月 国土交通省 中部地方整備局 道路部</p>	<p>3.5.5 荷重</p> <p>「立体横断施設技術基準・同解説」により認定するものとする。</p>

道路構造の手引き改訂対照表

第6編 交通安全 3. 立体横断施設	
3.5.7 構造細目	掲載頁 6- 47, 49

新	旧
<p>(4) 排水施設</p> <p>排水施設の処理規則12を参考のこと。 排水施設は出来らなければ自立式もしくは工夫する。また、排水施設は、掃除し易い構造とする。</p>  <p>図B.11 排水施設の処理 (参考)</p> <p>【参考】道路設計要領-設計編-2014年3月 国土交通省 中部地方整備局 道路部</p> <p>(8) 基礎工</p> <p>基礎上面の高さは下図を標準とする。</p>  <p>図B.12 横巻きコンクリートの構造</p> <p>【解説】 横巻き部は、腐食・車両の衝突・通行車の視認性を遮る地表面より800mm程度と規定した。</p> <p>【参考】道路設計要領-設計編-2014年3月 国土交通省 中部地方整備局 道路部</p>	<p>(4) 排水施設</p> <p>排水施設は出来るだけ目立たない様に工夫する。また、排水施設は、掃除し易い構造とする。</p> <p>(a) 完全覆盤排水管 便器の外観がすっきりし、 踏みとの一体感がある。 蛇行管理に工夫がいる。</p> <p>(b) 外付け排水管 取付が堅易であるが見苦しい。</p> <p>(c) 半内蔵型排水管 被覆物の中など目立たない箇所に設している。</p>  <p>図 3.11 排水施設</p>

道路構造の手引き改訂対照表

第6編 交通安全 3. 立体横断施設	
3.5.8 その他	掲載頁 6- 50・51

新

(1) 防護施設

(a) 設置箇所
以下に中央分離帯、路側部の防護施設の設置箇所、範囲を示す。
① 中央分離帯の場合

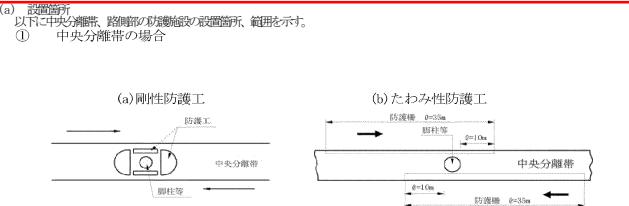
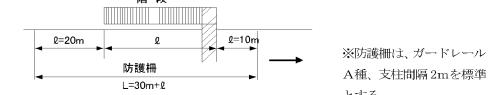


図 3.13-1 中央分離帯の防護施設の設置箇所及び範囲

(b) 路側の場合



※防護柵は、ガードレールA種、支柱間隔2mを標準とする。

図 3.13-2 路側の防護施設の設置箇所及び範囲

(b) 設置余裕
下段のD=75cmが確保できない場合は、50cmまで縮小することができる。
この場合ガードレールの支柱間隔1mとする。

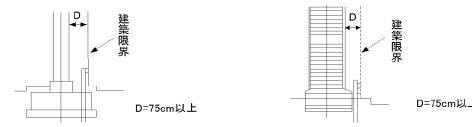


図 3.14 設置余裕

(c) 設置基準
① たわみ性防護工を施工する場合は、橋脚(鋼管柱)に中詰コンクリートを車道面より原則として2.0m以上施工するものとする。コンクリートの強度基準強度 $\lambda_c = 18N/mm^2$ とする。
② 刚性防護工を施工する場合は、車道方向 $\lambda_c = 40kN/m$ 、車道と直角方向 $\lambda_c = 120kN/m$ の強度荷重 λ_c で計算した際の支点間隔を原則として取扱うものとして斟酌する。なお施工の高さは地表面から1.0mとする。
③ 防護施設を設ける場合は、橋脚(鋼管柱)上端に設けるものを原則とする。

【参考】道路設計要領-設計編-2014年3月 国土交通省 中部地方整備局 道路部

(3) 橋歴板
横断歩道橋には橋歴板を取付けることを原則とする。(図 3.15-1)

(4) 塗装板
横断歩道橋には塗装記録を記入することとする。(図 3.14)

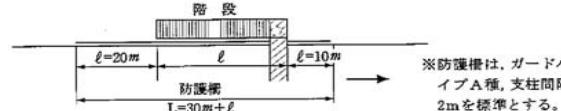
(5) 横断歩道下立ち入り防止
必要に応じて、離島周辺立入り防止フェンス(ネットフェンス等)を設置し、不法占用を防止するものとする。
なお、設置箇所ごとに写真5.8を付す。

写真3.5.8 立入り防止フェンス設置事例 (参考)
【参考】道路設計要領-設計編-2014年3月 国土交通省 中部地方整備局 道路部

旧

(1) 防護施設

(a) 路側の場合



※防護柵は、ガードバイブA種、支柱間隔2mを標準とする。

図 3.12 路側の場合

(b) 設置余裕

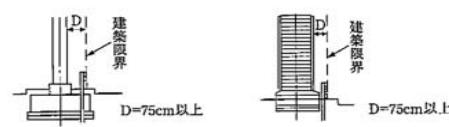


図 3.13 路側の場合

注 (1) D=75cmが確保できない場合は50cmまで縮小することができる。この場合ガードレールの支柱間隔は1mとする。

(3) 橋歴板
横断歩道橋には橋歴板を取付けることを原則とする。(図 3.15)

(4) 塗装板
横断歩道橋には塗装記録を記入することとする。(図 3.14)

図 3.14 塗装板

200mm	300mm

図 3.15 橋歴板

道路構造の手引き改訂対照表

第6編 交通安全 3. 立体横断施設	
3.6.1 設計一般	掲載頁 6- 53

新	旧
<p>(9) 照明 地下横断歩道橋におけるより照明を設置するものとする。</p> <p>(a) 光源: LED (発光ダイオード)</p> <p>(b) 設計 ① 灯具の設置は、頂面構造部に半埋込み式とするが、余裕高がある場合は、その範囲内に設置してもよいものとする。 ② 照度計算 $E \cdot A = N \cdot P \cdot U \cdot M$ ここで E: 平均水平照度(Lx) N: 灯数(個) P: 1灯当たりの光束数(40W・・・3,000Lm, 20W・・・1,200Lm) U: 照明率(0.4) A: 室の面積(m²) M: 保守率(0.7)</p> <p>【参考】道路設計要領-設計編-2014年3月 国土交通省 中部地方整備局 道路部</p>	<p>(9) 照明 地下横断歩道橋には下記により照明を設置するものとする。</p> <p>(a) 光源: LED (発光ダイオード)</p> <p>(b) 照度: 出入口 (平面的見通しがきかない場合) 100 lx 以上</p> <p>(c) (平面的見通しがきく場合) 50 lx 以上</p> <p>(d) 階段等及び通路 50 lx 以上</p>  <p>図 3.18</p>

道路構造の手引き改訂対照表

第6編 交通安全 3. 立体横断施設

新	旧									
<p>(4) 防水工</p> <p>BOX 本体の防水は、全面シート防水を施すことを原則とし、構造は図 3.18 を標準とする。</p> <p>なお、仮設土留めの構造により内防水と外防水を使い分けるものとする。</p> <p>※内防水……BOX と土留の純間隔が30cm の場合、側壁型枠が残置となる。このため防水口は、側壁型枠組立、保護ボード設置後、内側から防水シートを貼る方法とする。</p> <p>外防水……BOX と土留の純間隔が80cm の場合、側壁・頂版コンクリート打設後、側壁型枠を撤去し、外側から防水シートを貼る方法とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">使用材料</th><th style="text-align: left; padding: 5px;">規格</th><th style="text-align: left; padding: 5px;">摘要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">プライマー</td><td style="padding: 5px;">37ℓ/100 m²</td><td style="padding: 5px;">下地処理材</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">防水シート</td><td style="padding: 5px;">$t=3.2\text{mm}$ 以上</td><td style="padding: 5px;">砂等の表面処理厚を含む</td></tr> </tbody> </table> <div style="margin-top: 20px;"> </div> <p style="text-align: center;">図3.18 防水工</p> <p>【参考】道路設計要領-設計編-2014年3月 国土交通省 中部地方整備局 道路部</p>	使用材料	規格	摘要	プライマー	37ℓ/100 m ²	下地処理材	防水シート	$t=3.2\text{mm}$ 以上	砂等の表面処理厚を含む	<p>(4) 防水工</p> <p>防水工は、地下水等の現場条件等を十分検討の上、必要に応じて施工するものとする。工法の選択は効果の確実性、施工の難易、工費及び沿道対策等を比較検討して、アスファルト防水またはシート防水を使用する。詳細は、「立体横断施設技術基準・同解説」によるものとする。</p> <p>【参考】立体横断施設技術基準・同解説、P89、昭和 54 年 1 月、(社)日本道路協会</p>
使用材料	規格	摘要								
プライマー	37ℓ/100 m ²	下地処理材								
防水シート	$t=3.2\text{mm}$ 以上	砂等の表面処理厚を含む								

道路構造の手引き改訂対照表

第6編 交通安全	5. 防護柵
5.4 車両用防護柵設置方法	掲載頁 6- 62、63

新	旧
<p>5.4 車両用防護柵の設置方法</p> <p>(1) 設置に関する留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 歩道・車道境界部に設置する場合は、原則としてガードタイプを適用する。 ② 埋設等のみ、斜面等に設置する場合は、原則としてガードレールを適用する。 ただし、路外の機械障害物が必要な場合には、ガードタイプとする。 <p>(2) 防護柵高さ</p> <p>(3) 車道境界用車両用防護柵の形状</p> <p>(4) 短い構造物区間への対応</p> <p>(5) 設置延長</p> <p>(6) 色彩</p> <p>(7) 端部処理</p> <p>(8) 道路構造施設及び施設標識</p> <p>標識式や標示式等の設置箇所においては、直線状態をうけた車用防護柵及び斜面に設置する等、設置位置については、十分に検討して設置をおこなう事とするが、切り土区間での構造物が存在しない箇所においては、適時、防護柵を設置すること。また、門型構造等の重要箇所においては、3.5横筋拘束筋、5.8その他(1)防護柵設置箇所(1)中央分離帯の場合によるものとする。</p> <p>【参考】道路設計要領-設計編-2014年3月 国土交通省 中部地方整備局 道路部</p>	<p>5.4 車両用防護柵の設置方法</p> <p>(1) 防護柵高さ</p> <p>(2) 車道境界用車両用防護柵の形状</p> <p>(3) 短い構造物区間への対応</p> <p>(4) 設置延長</p> <p>(5) 色彩</p> <p>(6) 端部処理</p>

道路構造の手引き改訂対照表

第6編 交通安全 6. 道路標識

6.7 道路標識の設置・設計要件

道路構造の手引き改訂対照表

第6編 交通安全	6. 道路標識
6.8 道路標識の材料及び構造	掲載頁 6- 91

新	旧
<p>6.8 道路標識の材料及び構造</p> <p>(1) 材料</p> <p>(2) 構造</p> <p>① 標識の支柱 支柱と板金取付けは、原則として固定構造とするものとする。 固定構造のものは柱取付け金具または腕木金具等を用いて標示板と柱を固定する取付け方である。路側式においては構造が簡単であり、門型式、片持式にあっては信頼性の高い取付け方で大型標識の場合にも適している。</p> <p>② 梁寸法14.3×3.5 t以下F-1型標識の取扱い 標示板と支柱をつなぐ金具(ボルト・ナットの落下事故の発生に伴い、標識を傷めるナットは全てゆるみ止め機能を持つナットを使用する。 なお、施工時一度ゆるめたり、はずしたりしたゆるみ止めナットの再利用はしないこと。 【参考】道設規計要解説書-2014年3月 国土交通省 中部地方整備局 道路部</p> <p>(3) 基礎 道路標識の基礎/底盤は「道設付属物の基礎について」昭和50年7月15日付け、建設省企発第2号建設省部局企画課長通達によるものとする。 この規定は、現行の「道設標示方書IV」を一部修正して用いたもので、設計上次の事項を仮定としている。 ○基礎等の地盤はN値10程度の地盤地盤で、地盤反力係数は深さとともに増大するものと考え、三角形分布を採用するものとする。 ○基礎前面地盤の単位体積重量は1.7t/m³とし、受動土圧係数は3.53とする。なお、底面地盤のせん断抵抗力は無視するものとする。 ○標識の取付け法は固定構造とするものとする。 ○設計荷重は自重と風荷重を考慮するものとし、風速は下記を標準とするものとする。 路側式 40m/sec オーバーハング、オーバーヘッド等 50m/sec (注)建設事務所に配布済みの設計計算システム(道設標識)により検討するものとする。 ただし、基礎の断面形状が長方形等の断面の場合、あるいは、これらの寸法が現地の状況から不適当な場合、または門型の基礎の場合等は、ケーラン方式あるいは道設標示方書の設計に準拠した直接基礎(独立フーチング)またはくい基礎方式により計算した設計とするものとする。</p>	<p>6.8 道路標識の材料及び構造</p> <p>(1) 材料 標示板、標識柱及び反射材は「工事標準仕様書、第2章第11節」によるものとする。</p> <p>(2) 構造 ① 標識の支柱 支柱と板金取付けは、原則として固定構造とするものとする。 固定構造のものは柱取付け金具または腕木金具等を用いて標示板と柱を固定する取付け方である。路側式においては構造が簡単であり、門型式、片持式にあっては信頼性の高い取付け方で大型標識の場合にも適している。</p> <p>② 基礎 道路標識の基礎の設計は「道路付属物の基礎について」昭和50年7月15日付け、建設省企発第52号建設省道路局企画課長通達によるものとする。 この設計法は、現行の「道設標示方書IV」を一部修正して用いたもので、設計上次の事項を仮定としている。 ○基礎周辺地盤はN値10程度の地質地盤で、地盤反力係数は深さとともに増大するものと考え、三角形分布を採用するものとする。 ○基礎前面地盤の単位体積重量は1.7t/m³とし、受動土圧係数は3.53とする。なお、底面地盤のせん断抵抗力は無視するものとする。 ○標識の取付け法は固定構造とするものとする。 ○設計荷重は自重と風荷重を考慮するものとし、風速は下記を標準とするものとする。 路側式 40m/sec オーバーハング、オーバーヘッド等 50m/sec (注)建設事務所に配布済みの設計計算システム(道設標識)により検討するものとする。 ただし、基礎の断面形状が長方形等の断面の場合、あるいは、これらの寸法が現地の状況から不適当な場合、または門型の基礎の場合等は、ケーラン方式あるいは道設標示方書の設計に準拠した直接基礎(独立フーチング)またはくい基礎方式により計算した設計とするものとする。</p>

道路構造の手引き改訂対照表

第 6 編 交通安全	8. 道路照明施設
8.5 基礎	掲載頁 6- 109